

製菓衛生師試験の実施について（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、令和7年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和7年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月5日（金）

午後2時00分から午後4時30分まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町7番地1

自治会館本館講堂及び別館ゆきつばき（901、902会議室）

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論

(7) 製菓実技

全問、四肢択一式により出題する。

製菓実技は、「和菓子分野」「洋菓子分野」「製パン分野」の3分野から1分野を選択して解答する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 上記3(1)に該当する者（製菓衛生師法第5条第1号に該当する者）

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

イ 上記3(2)に該当する者（製菓衛生師法第5条第2号に該当する者）

学校教育法第57条に規定する者であることを証明する書類及び菓子製造業従事証明書

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

(3) 受験票

(4) 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き上半身、大きさはパスポート用写真サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）。

裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(5) 試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に基づく菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し（本証を持参のこと。確認後、返却する。）

5 受験手数料 9,400円

6 受験願書の受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和7年7月18日（金）から8月1日（金）まで（土、日曜日、祝日を除く。）

(2) 提出場所

住所地を所管する保健所（県外に居住する者は新潟県福祉保健部生活衛生課）

7 合格発表

令和7年10月17日（金） 午前9時

住所地を所管する保健所及び県庁行政庁舎1階（広報展示室前掲示板）において行う。

また、県ホームページにおいても行う。

なお、合格発表日から11月17日（月）の間（土、日曜日、祝日を除く。）は、受験者本人が受験票を呈示することにより新潟県福祉保健部生活衛生課及び受験者の住所地を所管する保健所（ただし、新潟市保健所は除く。）において、各人の得点を知ることができる。

8 その他

- (1) 受験者には、受験願書受付後「製菓衛生師試験受験票」を送付する。
- (2) この試験について不明な点は、最寄りの保健所又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。